

宮城県の小規模宿泊施設普及拡大事業補助金に 上乗せ補助を実施します

県の小規模宿泊施設普及拡大事業補助金の交付決定を受けた者に対し、上乗せして補助を行うことにより、町内で住宅宿泊事業及び簡易宿所営業を開始する小規模宿泊施設の開業を支援します。

1 補助対象者

県の小規模宿泊施設普及拡大事業補助金に採択され、丸森町内に補助対象宿泊施設がある方です。

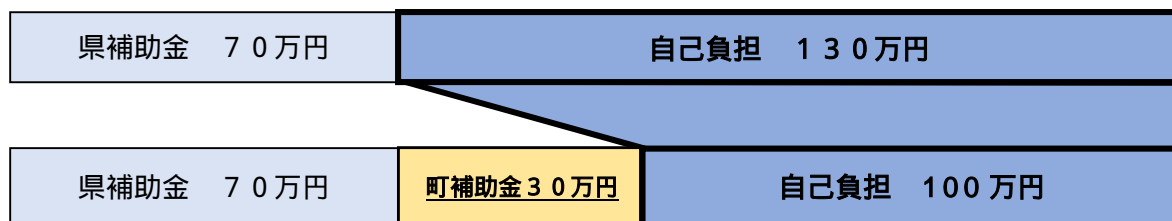
2 補助内容

県の交付決定を受け、補助対象経費（事業費）について下記のとおり補助します。

県（上限70万円）	町（上限30万円）
事業費の1/2（確定額）	事業費の1/2 - 県補助金70万円

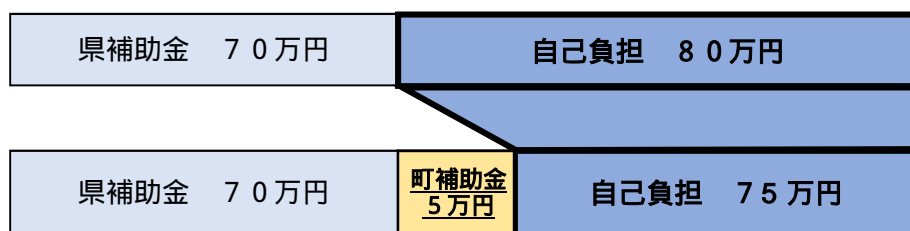
基本的には、補助対象経費（事業費）が141万2千円以上の方が対象となります。ただし、県の補助金が事業費の1/2に到達しない場合は該当する場合があります。

（イメージ）全体経費（事業費）200万円の場合



（全体事業費の1/2：100万円 - 県補助金70万円 = 30万円（上限30万円））

（イメージ）全体経費（事業費）150万円の場合



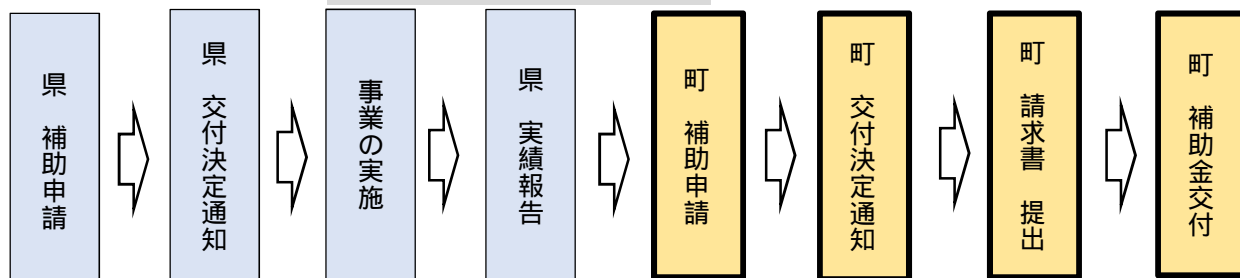
（全体事業費の1/2：75万円 - 県補助金70万円 = 5万円）



3 申請手続

事業完了後、県へ実績報告を提出した際の実績報告書の写しやその他の必要書類を町の申請書に添付し、町へ申請してください。

町の申請期限は、令和5年2月末日（厳守）です。



お問い合わせ 丸森町役場 商工観光課 観光班

TEL : 0224 - 72-3017 E-mail : kankou@town.marumori.miyagi.jp